

好評！ 論点体系シリーズ第3弾！！

憲法判例の理論を実定法の解釈に活かし、
裁判上の主張・立証をより説得力のあるものに！

論点体系 判例憲法

～裁判に憲法を活かすために～

全3巻

編著

戸松秀典 (学習院大学名誉教授)

今井 功 (元最高裁判所判事・弁護士)

A5判/上製/全3巻 各巻 本体4,800円+税

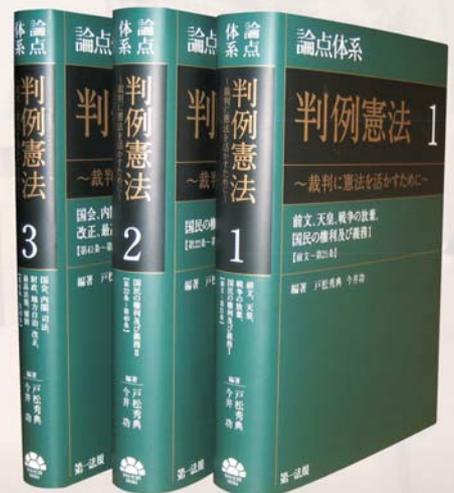
- ◆広範な法分野にまたがる憲法上の論点を網羅的に提示
- ◆各論点に関する判例の到達点を客観的に解説
- ◆憲法訴訟のための単なる解説書ではなく他の法分野との
つながりを明示

論点体系 判例憲法 ～裁判に憲法を活かすために～ 全3巻

第1巻 前文、天皇、戦争の放棄、国民の権利及び義務 I 【前文～第21条】

第2巻 国民の権利及び義務 II 【第22条～第40条】

第3巻 国会、内閣、司法、財政、地方自治、改正、最高法規、補則
【第41条～第103条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

◆第27条

〔勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童雇用の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを雇ってはならない。

◆条文の概要を簡潔に解説しています。

【条文の概要】

本条は、1項で勤労の権利（勤労権、労働権）を、2項で勤労条件法定主義を定めている。勤労の権利の内容については、資本主義体制の下では、「一般に労働能力を有するものが、自己の属する社会において労働の機会を提供を要求する権利」（①広義の勤労の権利）ではなく、「労働能力を有するものが、私企業のもとで就業し得ない場合に国又は公共団体に対して労働の機会の提供を要求し、それが不可能な場合には相当の生活費を要求しうる権利」（②狭義の勤労の権利）が適切であると言われている。勤労の権利の法的性格については、判例の上では、後述するようにプログラム規定説としてとらえられている。

2項の勤労条件法定主義は、経済的弱者である労働者が使用者と対等に契約を結ぶことは事実上難しいことから、就業状態における労働を保護しようと、国が直接、労働に関する契約内容に介入することを認めた規定である。この規定を踏まえて、労基法、最低賃金法などが制定されている。

3項の児童の雇用の禁止は、子どもが苛酷な労働環境で働くことを強制された経験を繰り返すことのないよう、子どもの権利を守るための規定である。この規定を踏まえて、児童（満15歳後の最初の3月31日が終了するまで）を労働者として使用することの原則禁止（労基法56条）、児童（18歳未満）を午後10時から午前5時までの間に働かせる深夜業の原則禁止（同法61条）、児童（18歳未満）の危険有害業務に関する就業制限（同法62条）、児童（18歳未満）の坑内労働は禁止（同法63条）が定められている。また、児童福祉法にも、児童（18歳未満）に関する禁止事項が定められている（同法34条）。

…… 論 点 ……

- 1 1項の勤労の権利の法的性格はどのようにとらえられるか
- 2 本条により、私企業に対しても求められる憲法上の労働基準とはどのようなものか

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例……………46	労働基準法……………10
有毒飲食物等取締令……………391, 393	—3条……………8
—1条……………398	—18条の2……………151
郵便法……………240	—32条……………151
—79条……………175	—41条……………151
輸出貿易管理令1条……………9	—55条……………148
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律……………221	—61条……………148
—11条……………222, 247	—62条……………148
養ほう振興法4条……………43	—63条……………148
預金等に係る不当契約の取締に関する法律5条……………300	労働基準法施行規則23条……………151
横須賀市風紀取締条例……………310	労働組合法……………172
ら 行	—1条……………160, 168, 175-177
	—2条……………169
	—7条……………160, 166, 168, 174
	—8条……………160, 168
	—32条……………292

★「法令索引」より、関連法令から憲法への逆引きが可能です。（その他、判例索引・事項索引があります。）

◆当該条に関連する法令を明記しています。

【関連法令】

旧憲法、最低賃金法、児童福祉法、職業安定法、民法90条、労基法、労働基準法施行規則、労働者災害補償保険法

論点 1 1項の勤労の権利の法的性格はどのようにとらえられるか
憲法上の社会権に付きものの論点として、法的性格をどのようにとらえるべきか、という点が論点として挙げられる。

プログラム規定説は、勤労の権利は具体的権利ではないが、本条1項の意義は、単に勤労の権利の実現を阻害してはならぬという意味に尽きるものではなく、国が労働の機会の確保のために必要な措置をとるべく、それが不可能なときは、何らかの形で国民の生存権を確保せしめるように努力すべきであるという将来の政治や立法に対する基本的な方向を示しているという説である。

抽象的権利説は、失業状態から発する請求権的な労働権のみならず就労状態

論点 2 本条により、私企業に対しても求められる憲法上の労働基準とはどのようなものか

資本主義を採用する我が国において、特に2項の勤労条件法定主義は、私的自治を修正することを憲法上要請、ないし許容する規定として重要な意義を有する。また、1項も前述したように判例上はプログラム規定であるとはいえ、解雇に際して、使用者に正当事由を課す論拠としては援用されており、一定の役割を果たしている。それでは、判例上は、具体的にどのような基準が、本条を根拠に私企業に対しても求められる憲法上の労働基準として示されてきたのか。

1 労働法上の規定と本条

(1) 労働基準法施行規則23条

労働基準法施行規則23条は労基法41条に基づく規定であり、同法32条、憲法27条に違反するものではないとした事案において、東京高裁は、「法第41条は同条各号の一に該当する労働者については法の定める労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しないことができる旨を定めたものと解するを相当とし、同条各号の一に該当する労働者について労働時間、休憩、休日に関する法所定の原則規定を適用することを敢て禁ずる趣旨ではないと解されるから、規則第23条が労働時間についてのみ法第32条の適用を除外する旨を定めたものと解するからといつて、同条が法第32条に違反しないのはもとより、憲法第27条に違反するものとはいえない」として、簡単に主張を斥け、判断は確定している（東京高判昭和38・10・12高裁民集16巻8号612頁（27602733））。なお、同様の事案において、福岡高裁は、「結局規則第23条は法第41条第3号を母体として制定せられた」として、憲法27条に違反するものではないとした（福岡高判昭和38・10・12高裁民集16巻8号612頁（27601655））。

★実定法と憲法のつながりを明示し解説！

(2) 職業安定法32条1項、64条1号

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 論点判例憲法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

金融商品取引法（全2巻）／保険法（全2巻）／独占禁止法（全1巻）
判例民法（第2版）（全10巻）／会社法（全6巻＋補巻）／判例労働法（全4巻）

好評発売中！